資料4

第1回 家具・紙等業界における合法伐採木材等の 円滑な流通・利用促進協議会

事務局資料

2024年2月21日(水)

目次

1.	定期報告義務閾値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	対象物品の追加基準等・・・・・・・・フ
3.	ガイドライン案・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

1. 定期報告義務閾値

令和5年

5月8日 公布

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 背景

- ✓ 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。
- ✓ 現行制度は、①事業者に合法伐採木材等の利用の努力義務を課すとともに、②合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録すること等によ り、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するもの。
- ✓ しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況である。
- ✓ G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、更なる取組の強化が必要となる。

2. 法律の概要

(1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

✓ 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木 材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け(第6条~第8条)。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

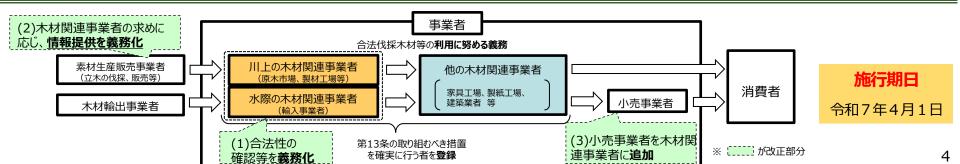
✓ (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを 義務付け(第9条)。

(3) 小売事業者の木材関連事業者への追加

✓ 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置(第2条第4項)。

(4)その他の措置

- ✓ (1)及び(2)に関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置(第10条、第11条、第45条等)。
- ✓ 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等を明確化(第) 13条)。
- ✓ 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請を措置(第12条、第41条)。



定期報告義務における閾値

第十二条(合法性確認木材等の量の報告)

木材関連事業者(その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る<u>木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上</u>である木材関連事業者に限る。)は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない

省令にて定期報告に係る義務が生じる木材関連事業者について、一定に基準で規定する必要がある。

<論点>

- ▶ 家具・紙等の当初所管物品に係る木材関連事業者は、重量や価額に基づいてのみ流通量を把握している場合が多いため、単位としては重量(トン)か価額(円)が考えられる。
- ▶ ただし、価額については、加工度が高い物品ほど、体積当たりの価額が増加することが想定されるため、家具・紙等の物品については、閾値として重量を採用する。
- ▶ 尚、定期報告閾値は輸入実態に合わせ、「製品」で輸入する場合には製品の総量、「部材」で輸入する場合は、木材を使用した部材の総量としてカウントする。

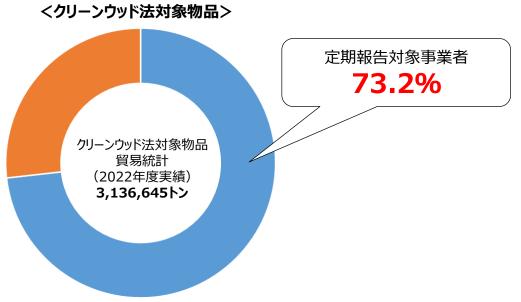
閾値の検討

▶ 閾値の検討に当たり、各業界におけるクリーンウッド法対象物品の輸入実態把握のためにアンケート調査を実施。調査概要は下記の通り。

<調査概要>

調査方法	郵送アンケート調査および電話によるフォローアップ調査		
調査期間	2023年9~11月		
調査対象	クリーンウッド法対象物品(木材パルプ・紙、家具、建材・建具)に関する業界団体の会員事業者業界団体非加盟事業者は矢野経済研究所にてアンケート送付先リストを作成		
調査内容	・ クリーンウッド法対象物品の輸入有無、年間輸入量		

- ▶ アンケート調査結果から、対象物品の貿易統計(2022年度実績ベース)に対し、概ね60~70%程度となる閾値ラインを設定した。
- ▶ こうした結果を踏まえ、対象物品の閾値を検討した結果、家具・紙等の物品については15,000tの 閾値を設定することとする。



2. 対象物品の追加基準等

対象物品の追加・拡大検討の背景

- ▶ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」において、「法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。」と規定されてている。
- ▶ 令和3年の「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」においても対象物品拡大について意見された。
- ▶ これまで、様々な違法伐採に対する取組を進め、合法伐採木材、及びその製品の流通及び利用を促進してきたが、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、日本国内の木材総需要量の約4割等の状況

今回の法改正や海外の動向等を踏まえ、対象物品の追加・拡大を検討することとする

対象物品の追加基準に関する論点

論点①

- 国際的な規制の整合性の観点から、海外の先駆的な取組における事例を参考として優先的に対象物品への追加を検討することとする
- ▶ 今回はまず森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務化に関する規制(EUDR)における対象品目を基に検討する

■森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務化に関する規制(EUDR):

気候変動対策と生物多様性の保護のため、EU域内で販売、もしくは域内から輸出する対象品が森林破壊によって開発された農地で生産されていないこと、生産国の関連法規に従って生産されたものであることを確認するデューディリジェンスの実施を企業に義務付ける規則。同規則は2023年6月29日に発効し、大企業には2024年12月30日から、中小企業については2025年6月30日から適用が開始される。対象物品はパーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆の7品目、及び皮革、チョコレート、家具、印刷紙などの派生製品となる。

EU理事会プレスリリース等を基に作成された日本貿易振興機構「ビジネス短信」(https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/e269eee14e52e454.html)を参照し矢野経済研究所作成

◎参考: EUDRの対象物品(木材、及びその派生製品)

HS⊐−ド	対象物品
4401	のこくず及び木くず、薪材並びにチップ状木材
4402	木炭
4403	木材(粗のもの、保存剤により処理したもの)
4404	たが材、割つたポール、木製のくい、木製の棒
4405	木毛、木粉
4406	枕木
4407	製材品
4408	単板
4409	木製モールディング
4410	パーティクルボード、OSB
4411	繊維板、MDF
4412	合板、積層木材、集積木材
4413	改良木材
4414	木製額縁、鏡枠
4415	木製包装容器、木製ケーブルドラム及び木製パレット
4416	木製の樽、桶及びこれらの部分品
4417	木製工具並びに工具・ほうき・ブラシの木製本体及び握り、 靴の木型

HS]-ド	対象物品	
4418.11、	木製窓並びに窓枠	
4418.19	不 表 志业UC芯件	
4418.21、	戸及びその枠並びに敷居	
4418.29	戸及びその特並びに叙古	
4418.3	杭及び梁	
4418.4	コンクリート型枠	
4418.5	こけら版	
4418.73、		
4418.74、	床用パネル	
4418.75、		
4418.79		
4418.81	構造設計用木材製品	
4418.82	直交集成板	
4418.83	I 型はり	
4418.91	竹製のもの	
4418.92	セルラーウッドパネル	
4419	木製の食卓用品及び台所用品	

HS⊐−ド	対象物品	
4420	寄木又は象眼した木材、宝石や刃物用の木製の箱、ケース及び木製の小像やその他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具	
4421.10	衣類ハンガー	
4421.20	棺	
47	木材パルプ(竹製品および回収(廃棄物およびスクラップ) 製品を除く)	
48	紙、板紙(竹製品および回収(廃棄物およびスクラップ)製品を除く)	
49	印刷した書籍、小冊子、リーフレット、新聞、雑誌、定期刊 行物、幼児用の絵本、習画本、楽譜、地図、設計図、図 案、切手、印紙、転写印刷物、はがき、カレンダー、他	
9401	腰掛け及びその部分品	
9403.30、		
9403.40、		
9403.50、	木製家具及びその部分品	
9403.60、		
9403.91		
9406.10	木造プレハブ建築物	

対象物品の追加基準に関する論点

論点②

- ▶ 今般の法改正においては、特に輸入の際に実施される合法性確認等(法第6条1項2号)が 重要であることから輸入規模を基準に物品の追加を検討する
- ▶ なお、貿易統計では輸入価額と輸入量を把握できるが、価額は加工度の高い物品ほど高くなる傾向があることから、輸入規模に関しては、輸入量で把握することが望ましい

追加する対象物品について

- 追加検討基準については、定期報告義務対象となる事業者の**閾値**とする
- ▶ 輸入量が閾値を上回る物品を対象として追加した場合、一定規模以上の川上・水際の木材 関連事業者に対して定期報告の義務が課せられることになるため、対象物品への追加効果は 高いと考える

以上を踏まえたうえで、対象に追加するべき物品は <u>戸及びその枠並びに敷居(HSコード4418.21、4418.29)</u>とする

※なお、EUDRでは対象物品をHSコードで規定しているが、HSコードには「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がない。そのため、「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義については、ガイドライン案で明らかにすることとする

対象物品の追加

建材等_対象物品

「戸及びその枠並びに敷居」を新たにクリーンウッド法対象物品に追加

- ➤ EUDRでは対象物品をHSコードに基づき規定しているが、「戸及び枠並びに敷居」については、貿易統計上では「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がない。
- ▶ そのため、クリーンウッド法の運用においては、ガイドラインで「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義を明らかにする必要がある。
- ▶ 以下のような情報を参照し、「戸及びその枠並びに敷居」について、ガイドラインにおける物品 定義や分類について案を作成した(P21)。

企業・団体名	資料名	公表日	参照箇所
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人リビングアメニティ協会	建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法 (合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法 律)運用ガイド	平成29年9月8日	2ページ この運用ガイドでの整理
国土交通省	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版	令和4年3月23日	216~220ページ 7節 木製建具
一般社団法人リビングアメニティ協会	住宅部品の基礎知識		https://www.alianet.org/amenitycaf e/interior_door/
大建工業株式会社	建材用語集		https://www.daiken.jp/buildingmate rials/glossary/
パナソニック ハウジングソリューションズ 株式会社	建材・建具の用語		https://sumai.panasonic.jp/sumai_c reate/word/maincategory_06.html
株式会社LIXIL	資材・建具の用語		https://www.lixil.co.jp/reform/youg o/shizai/

対象物品の拡大

家具_対象物品

部材に主として木材を使用したもの(重量比50%ルール)撤廃の背景・趣旨

施行規則(省令)における対象物品としての家具については、部材に**主として**木材を使用したものと記載されており、ガイドラインにおいて下記のように定義している。

▶ 原則として、部材の総重量に占める、金属、ガラス、プラスチック、樹脂、パーティクルボード、繊維板及びリサイクル材等を除いた「木材」の重量の割合が50%以上であることを指します(※)。

(※)経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン(平成29年5月23日)_P4を基に作成

①例外規定の撤廃	▶ 法令上、「主として」という文言を用いているのは、クリーンウッド法対 象物品の中で家具のみであったが、法制定から5年が経過し、合法 性確認の履行が見込めるようになったことから、他の対象物品と平仄を 合わせることが望ましい
②円滑な運用に向けた検討	▶ 50%ルールは撤廃することとするが、部材に木材が使用されたものを 対象物品とし、部品については引き続き対象外とする旨をガイドライン において記載する。

▶ 施行規則(省令)における対象物品としての家具については、「部材に木材を使用したもの」と記載することとし「主として」を削除する。

対象物品の拡大

家具_対象物品

<対象物品の部材の例>

対象物	—————————————————————————————————————	,, 2,2,1,2,3,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,2,	
施行規則規定の 家具	分類	部材の例	部材から除かれる 「部品」の例
椅子	•	座面、背もたれ、肘、脚、木枠	
机	<u>カワンター</u> 台	大が久、作曲、が即、19月が久、ラコ山口	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(椅子に付属するメモ台や机に付属するパネルなどの付属品を含む)
棚		支柱、棚板、パネル部材(フレーム)	
収納用じゅう器	システム収納 玄関収納 クローゼット内部 収納ユニット ロッカー 小型の収納 ワゴン キャビネット 戸棚 タンス		ダボ、木口材、引き手、つまみ、把手、台輪、支持桟、フッ ク等の部品(ハンガー等の付属品を含む)
ローパーティション		パネル本体、天板、キャビネット、棚 パネル本体、脚	
コートハンガー		脚(ベース)、支柱、フレーム、ハンガー部	
傘立て	i	フレーム	
掲示板	壁掛け式 自立型	lie — — —	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(フック、ハンガー、 黒板消し等の付属品を含む)
黒板 ホワイトボード	壁掛け式 自立型	黒板面、白板面、基台、フレーム、脚	
ベッドフレーム		ヘッドボード、床板、フットボード、サイドレール、脚	

経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン(平成29年5月23日)_P6別表を基に作成 ※ 木材等に該当しないパーティクルボード、繊維版、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムは対象外です。

[※] また、取扱説明書、梱包材、修理用交換部品は対象外です。

[※] 家具業界において、同じ部材や部品を示す場合であっても呼び方が異なることもあります。ここに例示したものはそうした差異について調整を行ったものではなく、よって、例示の中には重複するものも含まれ、また、例示していなくても部材や部品に該当する場合があります。

3. ガイドライン案

ガイドライン案作成目的

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和5年5月8日公布)

第一項

頂

- ・ 「木材等」とは、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって**主務省令で定める** も**の**をいう。
- 「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいう。

省令(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日公布)

第二条	1	家具	・ 椅子、机、棚等、合計11品目のうち、部材に主として木材を使用したもの
	2	パルプ	木材パルプ
	3	紙製品	・ コピー用紙、フォーム用紙等、合計7品目のうち、木材パルプを使用したもの
	4 5 6	建材	 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 木質系セメント板 サイディングボードのうち、木材を使用したもの
	7	家具・紙パルプ・建材の中間材	上記物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

ガイドライン案の作成目的

- クリーンウッド法に基づく取り組みが円滑に行われるよう、「家具、紙等」の具体的な対象物品の定義や解釈などに関する理解を促進するため
- ▶ 業界団体及び川上・水際の木材関連事業者や小売事業者等に対して、具体的な対象物品や新たに対象となる物品を例示するとともに、クリーンウッド法の運用に際しての考え方を示すことで、合法伐採木材の普及を促進するため

ガイドライン案_構成

協議会検討事項:対象物品について

- 1. ガイドラインの意義
- 2. 木材関連事業者の定義
 - (1) 木材関連事業者とは
 - (2) 合法性の確認等が義務付けられる木材関連事業者とは
 - (3) 小売事業者の木材関連事業者への追加
- 3. 対象物品について 家具
 - ①家具の対象物品
 - ②考え方
 - (1)「部材」についての考え方
 - (2) 「木材を使用したもの」についての考え方
 - ③家具の中間材について
 - ④家具における対象物品の定義から外れるもの
 - ⑤その他備考

紙パルプ

- ①紙パルプの対象物品
- ②考え方
 - (1) 「木材パルプを使用したもの」についての考え方
- ③紙パルプの中間材について
- ④紙パルプにおける対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

建材·建具

- ①建材・建具の対象物品
- ②考え方
 - (1) 「フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」 についての考え方
 - (2)「木質系セメント板」についての考え方

- (3) 「サイディングボードのうち木材を使用したもの」に ついての考え方
- (4) 「戸、枠、敷居」についての考え方
- ③建材・建具の中間材について
- 4)建材における対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

4.合法性の確認等

- (1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認 等の義務の履行方法
- (2) 川上・水際の木材関連事業において追加的に実施 することが必要な措置
- (3) 木材等を譲り渡すときに必要な措置
- (4) 必要な体制の整備
- (5) 木材関連事業者の登録
- (6) 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に 対する定期報告の義務付け
 - ①一定規模以上とは(閾値について)

5.その他措置

- (1) 素材生産販売事業者による情報提供の義務
- (2) 木材関連事業者が4の(1)のほか、合法伐採 木材等の利用を確保するために取り組むべき措置と して、違法伐採に係る木材等を利用しないようにす るための措置

家具_対象物品

No	省令(合法伐採木材等の流通及び 利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日))	ガイドライン案
	家具の対象物品	
1	 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コート ハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッド フレームのうち、部材に主として木材を使用したもの 「部材に木材を使用したもの」に変更予定(変更の背景・趣旨はP16参照) 	 冷子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コート ハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフ レームのうち、部材に木材を使用したもの(部材の例は P17参照)。 ▶ 「木材を使用したもの」とは、パーティクルボード、繊維版、 リサイクル材等を除いた木材を指します。 ♪ 部材の総重量に占める木材の重量の多寡に関係なく、 木材を使用した家具全てが対象となります。
	中間材	
2	▶ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、 以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品と なるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	▶ 木材を使用しているものは全て対象となります。(※1)
	家具の対象物品の定義から外れるもの	
3		対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの(車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット(ユニットの構成品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様)、洗面化粧台ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示ボード等)については、クリーンウッド法の家具の定義から除かれます。(※2)

(※1) (※2) 経済産業省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン(平成29年5月23日)_P3を基に作成

紙パルプ_対象物品

No	省令(合法伐採木材等の流通及び 利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日))	ガイドライン案		
4	パルプの対象物品			
	木材パルプ	▶ 木材パルプとは木材を原料としたパルプを指します。		
	紙の対象物品			
5	⇒ コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	▶ 「木材パルプを使用したもの」について、木材パルプの配合率は 問いません。配合率にかかわらず、木材パルプを使用したコピー 用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗 工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーは対象となります。		
	中間材			
6	≫ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以 後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるも ののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	▶ 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工 紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレットペー パー等の 原紙 を指します。		
		 木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません ティッシュペーパーの箱やトイレットペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。 		
	紙パルプにおける対象物品の定義から外れるもの			
7		> パルプの対象物品について、非木材 (ケナフ、バガス、竹、コットンリンターなど) や古紙、合成繊維を原料としたパルプは含みません。		
		 紙の対象物品について、木材パルプを一切使用しないもの (古紙配合率100%品など)は、クリーンウッド法の紙の定 義から除かれます。 		

建材等_対象物品

No	省令(合法伐採木材等の流通及び 利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日))	ガイドライン案
	建材等の対象物品	
8	▶ 木質系セメント板(※3)	 ▶ 木質系セメント板とは、「JIS A 5404 木質系セメント板」に該当するものとします。 ▶ 木質系セメント板は主に、木毛セメント板と木片セメント板に大別され、木毛セメント板とは、リボン状に削り出した木毛をセメントと混練し圧縮・成型した建築用のボードを指します。 ▶ また、木片セメント板とは、木質原料の最大長さが50mm以下のもので、木質原料 – フレーカーを用いて製造した薄片(フレーク)とセメントを主原料とし、少量の水などと混練した混合原料を、板状に圧縮成型した材料を指します。
	▶ サイディングボードのうち、木材を使用したもの(※4)	

^(※3) 一般財団法人日本規格協会「JIS A 5404:2019」ならびに全国木質セメント板工業会ホームページの文言等を基に作成

^(※4) 日本窯業外装材協会「合法伐採対象品目」登録の件(平成28年12月19日)を基に作成

建材等_対象物品

No	省令(合法伐採木材等の流通及び 利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日))	ガイドライン案		
	対象物品の追加			
9	新たに、「戸及びその枠並びに敷居」を対象物品に追加予定	 ▶ 戸とは、部屋の内部及び外部との仕切りに用いる開閉できる建具を指します。開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。 ▶ 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。 ▶ 引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。 ▶ 吊戸は、引戸のうち上部のレールのみに戸を噛ませたものを指します。 ▶ 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。 ▶ 枠は、戸を取り付けるための枠を指します。 ▶ 敷居は、戸をはめ込むために下部に敷かれた水平部材を指します。 		

建材·建具_対象物品

No	省令(合法伐採木材等の流通及び 利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日))	ガイドライン案	
	中間材		
10	≫ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	木材を使用しているものは全て対象となります。	
	建材等の対象物品の定義から外れるもの (※5)		
11		 面材系:壁材・腰壁、天井材(軒天井を含む) 建具系:建具(室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど)、建具枠 階段系:スライドタラップ、ロフトタラップ、 階段ユニット(側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む) 造作材系:巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、畳寄、 框、式台、カウンター(板状で壁等に固定するもの)、 棚板(押入等に設置するもの) 家具系:建材・家具以外の機能が付加されたもの (掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど) エクステリア系:濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル・化粧板:化粧繊維板・化粧パーティクルボード 	